

第67号議案

府中市立教育センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年8月30日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

市立教育センターの移転に伴うほか、所要の改正を行うものであります。

## 府中市立教育センター条例の一部を改正する条例

府中市立教育センター条例（昭和57年3月府中市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育の振興及び市民の生活文化の向上」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、教育の振興」に改める。

第2条中「府中市府中町1丁目32番地」を「府中市清水が丘1丁目3番地」に改める。

第3条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「及び社会教育関係指導者」を削り、「研修」を「研修等」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 不登校の状態にある児童及び生徒に対する支援等に関すること。

(3) 特別支援教育（障害のある児童及び生徒の生活上又は学習上の困難を改善し、又は克服するために必要な指導及び支援をいう。）の推進に関すること。

第3条第4号及び第5号を削り、同条第6号中「前各号に定める」を「前3号に掲げる」に改め、同号を同条第4号とする。

第6条から第12条までを削る。

第5条第1項本文中「午前9時」を「午前8時30分」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

第5条第2項を削り、同条を第6条とする。

第4条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 日曜日及び土曜日

第4条第1項第2号中「国民の祝日（以下「国民の祝日」という。）」を「休日」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（職員）

第4条 教育センターに事務職員その他必要な職員を置く。

第13条を第7条とし、第14条を第8条とする。

別表を削る。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

府中市立教育センター条例新旧対照（抜粋）

（\_\_\_\_\_は、改正部分）

新	旧
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、教育の振興を図るための施設として教育センターを設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 省 略</p> <p>府中市立教育センター <u>府中市清水が丘1丁目3番地</u> （事業）</p> <p>第3条 府中市立教育センター（以下「教育センター」という。）は、<u>次に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1) <u>教育関係職員の研修等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>不登校の状態にある児童及び生徒に対する支援等に関すること。</u></p> <p>(3) <u>特別支援教育（障害のある児童及び生徒の生活上又は学習上の困難を改善し、又は克服するために必要な指導及び支援をいう。）の推進に関すること。</u></p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>教育の振興及び市民の生活文化の向上を図るための施設として教育センターを設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 省 略</p> <p>府中市立教育センター <u>府中市府中町1丁目32番地</u> （事業）</p> <p>第3条 府中市立教育センター（以下「教育センター」という。）は、<u>次の各号に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1) <u>教育関係職員及び社会教育関係指導者の研修に関すること。</u></p> <p>(2) <u>学校教育及び社会教育に関する調査及び研究に関すること。</u></p> <p>(3) <u>教科書の展示並びに教育資料の整備及び提供に関すること。</u></p> <p>(4) <u>科学教育、視聴覚教育及び健康教育の推進に関する</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、府中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育の振興のため必要と認める事業</u> <u>(職員)</u></p> <p><u>第4条 教育センターに事務職員その他必要な職員を置く。</u> (休館日)</p> <p><u>第5条 教育センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>日曜日及び土曜日</u> (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する<u>休日</u></p>	<p><u>こと。</u></p> <p>(5) <u>市民の生活文化の向上に係る施設の使用に関すること。</u></p> <p>(6) <u>前各号に定めるもののほか、府中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育の振興のため必要と認める事業</u></p> <p style="text-align: center;">(追 加)</p> <p>(休館日)</p> <p><u>第4条 教育センターの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号及び第3号に掲げる日にあつては、会議室及び研修室に限り使用することができる。</u></p> <p>(1) <u>日曜日</u> (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する<u>国民の祝日（以下「国民の祝日」という。）</u> (3) <u>国民の祝日が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日</u> (4) 省 略</p>
<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(3) 省 略 2 省 略</p>	<p>(4) 省 略 2 省 略</p>

新	旧
<p>(開館時間)</p> <p><u>第6条 教育センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p>	<p>(開館時間)</p> <p><u>第5条 教育センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日は、午前9時から正午までとする。</u></p>
<p>(削 除)</p>	<p><u>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(使用の許可)</p>
<p>(削 除)</p>	<p><u>第6条 教育センターを使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(使用の制限)</p>
<p>(削 除)</p>	<p><u>第7条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、教育センターの使用を許可しない。</u></p> <p>(1) <u>公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。</u></p> <p>(2) <u>政治的又は宗教的な活動に使用するおそれがあるとき。</u></p> <p>(3) <u>施設又は付属する器具を損傷するおそれがあるとき。</u></p> <p>(4) <u>その他管理上支障があるとき。</u></p> <p>(使用許可の取消し等)</p>
<p>(削 除)</p>	<p><u>第8条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、教育センターの使用の条件を変更し、又は使用</u></p>

新

旧

(削 除)

許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の目的又は使用条件に違反したとき。

(3) 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。

(4) その他公益上特に必要があるとき。

(使用料)

第9条 教育センターの会議室及び研修室の使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の施設に付属する器具の使用料は、市長が別に定める。

3 第1項の使用料は、使用の許可を受けた際に納入しなければならない。

(使用料の減免)

第9条の2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項及び第2項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、

新

旧

(削除)

市長が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(使用権の譲渡禁止)

第11条 使用者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、教育センターの使用を終了したとき、又は第8条第1号若しくは第2号の規定に該当して使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

第13条～第14条 省略

別表(第9条)

第7条～第8条 省略

教育センター使用料

(削除)

区分 種別	午前 (9時～12時)			午後 (1時～4時30分)			第5条第2項による場合					
							夜間 (5時30分～9時)			全日 (午前9時～午後9時)		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
第1 会議室	円 270	円 550	円 1,100	円 500	円 1,000	円 2,000	円 650	円 1,300	円 2,600	円 1,250	円 2,500	円 5,000
第2 会議室	270	550	1,100	500	1,000	2,000	650	1,300	2,600	1,250	2,500	5,000



新

旧

第 3 会議室	250	500	1,000	420	850	1,700	550	1,100	2,200	1,100	2,200	4,400
研修室	270	550	1,100	500	1,000	2,000	650	1,300	2,600	1,250	2,500	5,000

(削 除)

備考

- 1 Aは社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体で、市が登録したものをいう。）が使用する場合、Bは市内在住者、市内在勤者又は市内在学者が使用する場合、Cはこれら以外の者が使用する場合の使用料とする。
- 2 使用時間を超過した場合の使用料は、1時間未満に限り、当該使用料の3割の額とする。ただし、午前と午後を引き続き使用する場合の超過使用料は午後の使用料、午後と夜間を引き続き使用する場合又は全日を使用する場合の超過使用料は夜間の使用料のそれぞれ3割の額とする。
- 3 午前と午後又は午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、超過料金は徴収しない。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。